

令和元年度 第17回部会における委員意見の概要

番号	分類	ご意見
ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進について		
1	客室	床面積15～18㎡の客室に、おおさかユニバーサルデザインルームⅠ基準とⅡ基準の④（浴室等の戸幅70cm以上）・⑤（1ベッド、浴室等までの通路幅80cm以上）を規定し、よりたくさんの方がホテルの一般客室を利用しやすいように、努力義務ではなく、3段階で規定してほしい。
2		視覚障がい者は、ホテルにおいてベッドやバスユニット等のレイアウトに慣れるのに苦労している。客室の面積により規定するだけでなく、より利用しやすいレイアウトなど詳細の部分が障がい者にとっては大事であることを認識していただきたい。
3		視覚障がい者が客室内の配置を理解しやすいように、ある程度レイアウトを決めることは可能。
4		ホテルの一般客室で車椅子使用者が利用できる・できないについては、基準を作り、より多くの方が使えるようにすることが大切。
5		中身がわかりやすい名称が望ましい。
6		一般客室のバリアフリー化についてはホテル事業者の意見を聞く必要がある。
7	情報の公表	ソフトの対応の区分分けでは、「貸出」、「コミュニケーション」、「介助・案内」の3項目に分け、わかりやすくしてほしい。
8		筆談や手話通訳は、公表当初はやっていたが担当がいなくなった等で対応できていないケースも考えられるため、定期的な確認が必要。
9		視覚障がい者が使いやすいモデルタイプをつくり、何部屋ある等を公表したらどうか。
10	備品の貸出等	備品を購入して設置、貸出することは簡単にできると思うので、義務基準とすることはできないか。
11		備品の購入にあたり、補助金等により誘導できないか。
12	条例ガイドライン関連事項	車椅子使用者用客室の照明の操作では、音声で操作できるものなど、高齢者にとって使いやすいものを記載すべき。
13		災害はいつ起こるかかわからないため、設備・備品等の設置又は貸出について、「望ましい」ではなく、義務付けることはできないか。
14		ホテルのガイドラインを現在のガイドラインと別に作成してほしい。
15		視覚障がい者や聴覚障がい者の宿泊に必要な項目を作ってほしい。
16	その他	地震等の災害発生時にはエレベーターが使えないため、車椅子使用者等をどのように避難させるか等について、どのように考えているのか。

番号	分類	ご意見
17	その他	条例改正の効果を検証するため、見直し規定を入れていただきたい。